

南大谷地区住所整理事業ニュース

～南大谷、東玉川学園三・四丁目にお住いの皆様に

住所整理事業に関する情報をお届けします～

発行日： 2021年5月13日

発行： 町田市役所 都市づくり部
土地利用調整課

町田市では、住所をわかりやすくし、暮らしやすいまちづくりを進めるため、住所整理事業を行っています。

南大谷では、2021年度から住居表示の実施に向けて新しい町の区域や名称について、検討を開始します。また、これに併せて、隣接する東玉川学園三・四丁目でも住居表示の実施を検討します。

今後、市民懇談会などを通じて、地域の皆さまと共に住所整理事業を実施してまいりますので、ご理解・ご協力をお願い申し上げます。

なお、このお知らせは、事業予定区域内にお住まいの方と事業所へ配布させていただいております。

1. 住居表示制度について

南大谷及び東玉川学園三・四丁目では、現在、住所は土地の「地番」を用いて表示されています。特に南大谷では長年の間に土地の分筆や合筆によって地番が1600番台まで増えるとともに、地番が順序よく並ばなくなり複雑になっています。

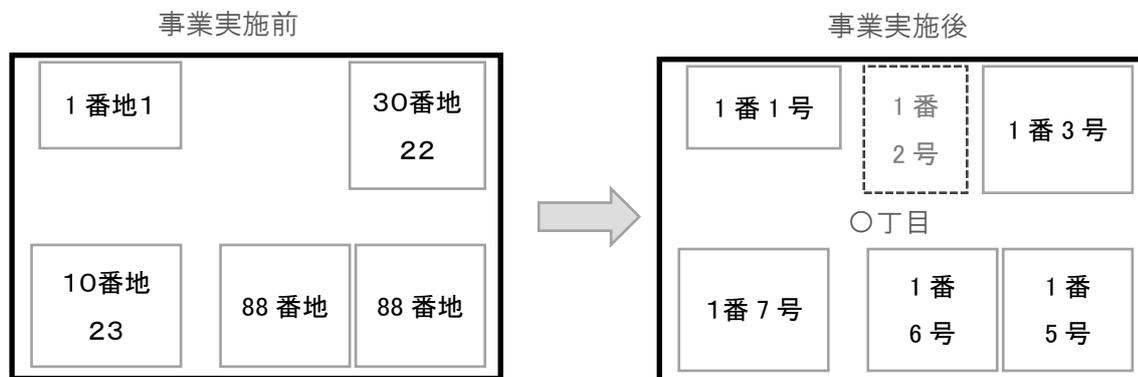
住居表示は、こうした住所のわかりにくさを解消するために、建物ごとに1つの番号を設定し、住所の表示を分かりやすくする制度です。

町田市では、住所のわかりやすさを長年にわたって維持しやすい「住居表示」を基本に住所整理事業を進めています。

◎住居表示を実施すると…

- ・火災や緊急時に通報する際、場所の特定が速やかになります。
- ・救急車や消防車などの緊急車両の到着が速やかになります。
- ・郵便局、配送事業者の誤配等が起こりにくくなります。
- ・来街者の方が住所を頼りに目的地に行きやすくなります。

2. 住所整理事業の手法（住居表示）



- ・住所の番号が連続していない
- ・同じ番号の住所がある

- ・近くにある建物は近い番号の住所
- ・将来家が建つことを想定し、番号を確保している

2. 住居表示を実施した場合の住所・本籍の表示

住居表示を実施すると、住所の表示と本籍の表示が以下のように変更されます。本籍は土地の地番に基づいて表示することが原則のため住所と本籍の番号が別になります。

南大谷の住所の場合

□ 住所の変更イメージ（例）

町田市	南大谷	1234番地56	→	町田市	〇〇〇一丁目	1番	1号
	現在の町名	地番に基づく表示			新しい町名	街区符号	住居番号

□ 本籍の変更イメージ（例）（南大谷の本籍の場合）

町田市	南大谷	1234番地56	→	町田市	〇〇〇一丁目	1234番地56
	現在の町名	地番に基づく表示			新しい町名	地番に基づく表示

□ 不動産表示の変更イメージ（例）（南大谷の不動産表示の場合）

町田市	南大谷	1234番56	→	町田市	〇〇〇一丁目	1234番56
	現在の町名	地番			新しい町名	地番

東玉川学園三・四丁目の住所の場合

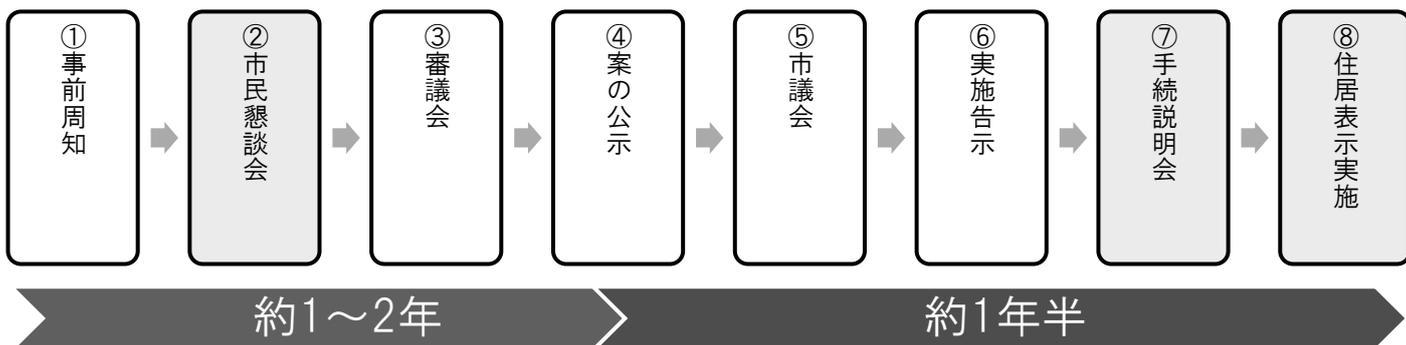
□ 住所の変更イメージ

町田市	東玉川学園三丁目	1234番地56	→	町田市	東玉川学園三丁目	1番	1号
	現在の町名	地番に基づく表示			現在の町名	街区符号	住居番号

※本籍と不動産表示の変更はありません

3. 住居表示実施までの流れ

▼現在



②、⑦、⑧が特に地域の皆さまにご協力を頂戴する部分です。

4. 市民懇談会について

「町区域の新設に関する市民懇談会」(「市民懇談会」という。)は、住所整理事業を実施する際に、新しい町の区域や町名等について話し合っていた場です。

市民懇談会で決定した町区域及び町名の案を市長に報告するまでが、市民懇談会の会期になります。

市民懇談会の会員は、町内会及び自治会、公募した地域住民の方で構成されます。公募の内容につきましては、以下に記載しておりますので、ふるってご応募ください。なお、会員の方への謝礼等はありません。

募集期間： 2021年6月1日から2021年6月30日まで

募集人数： 10名以内

応募資格： 以下の(1)から(5)の全てに該当する方

- (1) 町田市南大谷及び東玉川学園三・四丁目在住の個人
または南大谷及び東玉川学園三・四丁目に所在する法人等に属する者
- (2) 18歳以上の方(2021年6月1日時点)
- (3) 他の審議会等の委員ではない方
- (4) 町田市の職員、町田市議会議員ではない方
- (5) 平日18時以降に開催する会議に出席できる方

応募方法： 必要事項を記入した「申込書」と、応募理由を400字以内にまとめて記述した「応募理由書」を、2021年6月30日(水)17時までに、土地利用調整課へ持参または、郵送により提出してください。(必着)

「申込書」と「応募理由書」は土地利用調整課窓口で配布します。

また、6月1日より町田市公式ホームページからダウンロードすることができます。

(トップページ>暮らし>住まい・道路>都市づくり>住所整理>
南大谷及び東玉川学園三・四丁目地区>市民懇談会)

ご連絡いただければ、上記書類を郵送にてお送りすることもできます。

【スケジュール(予定)】

2021年6月 市民懇談会 市民会員募集(6月30日締切)

8月 第1回市民懇談会開催

以後、約2か月に1回開催(懇談会の状況により、期間や回数は変動します。)

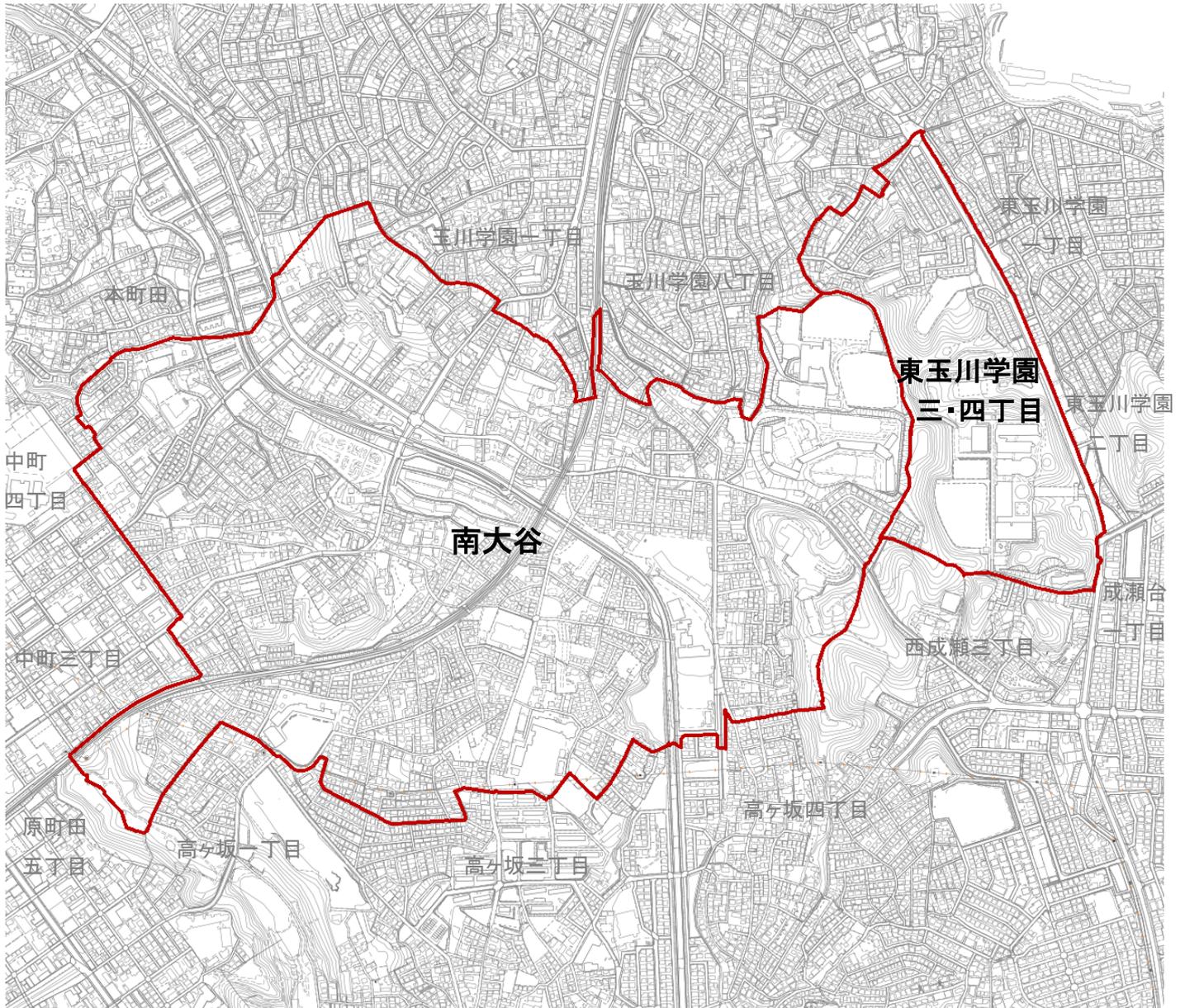
※ 市民懇談会開催後、お住まいの方と事業所のポストに議事要旨を投函します。

2022年8月 市民懇談会(最終回)

2024年 「南大谷、東玉川学園三・四丁目地区住所整理事業」実施

※新型コロナウイルス感染拡大状況によって市民懇談会は書面で開催する場合があります。

5. 位置図



6. 事前説明会中止のお知らせ

町田市では2021年5月に、南大谷、東玉川学園三・四丁目住所整理事業について事前説明会を予定していましたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、参加者の皆様の健康及び安全を考慮し中止させていただきます。

なお、今回のお知らせの中に住居表示制度の説明を載せさせていただきました。何か不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。



<住所整理事業担当>

〒194-8520 町田市森野二丁目2番22号 8階804窓口

町田市役所 都市づくり部 土地利用調整課 土地利用係

担当: 林、山口、佐藤、渡辺

電話: 042-724-4254(直通) Fax: 050-3161-6271